

7/15 金曜

資格確認書 マイナ保険証ない全員に

マイナンバーカードへの一体化で来年秋に現在の健康保険証を原則廃止することをめぐり、厚生労働省はカードを持たない人全員に資格確認書を交付する方向で検討に入った。保険料を払いながら保険診療を受けられなくなる事態を避けるためには、漏れのない交付が必要と判断した。

▼1面参照

同省幹部が検討方針を明らかにした。「保険料を払っている方が保険診療を受けられないことはない」と制度的に担保しないといけないとし、カードを「マイナ保険証」として使う利用登録をしない人全員に資格確認書を交付することについて「論理的にはそらなる」と説明。具体的な交付方法は

今後つめる考え方だ。

資格確認書は、保険証の廃止後にマイナンバーカードを持たない人への対策として交付が決まった。当初はカードを紛失した人やカード取得が難しい高齢者や子どもらへの「例外的」な措置との位置づけで、原則申請が必要とされている。

だが、与党内からも申請が前提の仕組みでは必要な医療が受けられなくなる人が生じかねないとの懸念が出され、政府は5月の衆院特別委員会の閉会中審査で、申請がなくても積極的に交付する「アッシュ型」の活用を検討すると表明。交付対象をどうまで広げるかが焦点となつている。(選田謙太郎)

厚労省検討 漏れのない交付へ